

平成27年6月26日

関係者各位

プリベントホールディングス株式会社  
代表取締役 久米 慶

## 当社の業務改善計画について

プリベントホールディングス株式会社(以下「当社」と称します。)は、保険業法(平成7年法律第105号)第272条の40第2項において準用する同法第271条の29第1項の規定に基づき発出された業務改善命令にもとづき、平成27年2月16日に業務改善計画書を東北財務局に提出し、その後受理されましたので、計画の概要につきご報告させていただきます。

### 1. 業務改善計画における全般的概要について

当社では今般の業務改善命令を重く受け止め慎重な検討を行った結果、当社普通株主総会での承認を前提に当社を解散し清算することで持株会社制を廃止し、今後プリベント少額短期保険株式会社(以下「少短社」と称します。)1社体制にて経営を行っていくことを決断するにいたりました。また、当社が解散することで、少短社を当社の支配から完全に独立させ、グループ間の複雑な指揮命令系統などを完全排除し、少短社独自による経営管理体制やガバナンス体制の強化における実効性を高めることといたします。また、持株会社制の廃止に伴い、すでに人員の削減を含めた大幅な経費支出の削減を行っており、経営の合理化を図り少短社の財務基盤を強化していくことで、より一層の契約者保護に努めてまいります。

これにより、少短社の健全かつ適切な業務運営態勢の確保を図ってまいりたいと考えております。

#### (1) 当社の業務改善計画の公表が遅れた理由

当社の業務改善計画は、上記スキームの実施にあたり法令遵守のうえ、株主及び債権者や利害関係者等の権利を侵害しない公正な手続きを経た上で行うことといたしております。そのため、当該改善計画を当局に提出後においても、第三者弁護士による調査や、税理士、公認会計士、弁護士によるスキーム精査、監査法人との協議を続け、スキームの実行につき慎重な対応を行ってまいりました。その中で、当社では、当社の解散につき一般公表を行う前に、当社株主に対して事前説明を行うことが適切であると考えておりましたが、当社が実施した第三者弁護士による調査により、当社一部の株主において匿名組合を組成するなど複数で共同出資していた実態が明らかになり、実際の株主の特定、及び、当該株主を当社株主名簿に直接記載するなどの措

置を行ったことで、株主への事前説明を行う期間が長期化したことが主な要因であります。公表が遅れましたことを関係者の皆様方には深くお詫び申し上げます。

(2) 当社清算の具体的手法について

当社は解散し、少短社の株式の種類及び株式数を現在の当社と同様のものに変更した上で、当社の株主が当社の残余財産の分配として少短社の株式を取得するスキームにて、当社の清算手続きを実施することといたします。また、当社は黒字による通常清算となるため、清算手続き実施にあたり裁判所から監督をうけることはありません。

(3) 臨床法務研究機構株式会社(以下「臨床社」と称します。)の処理について

当社子会社である臨床社については、今後少短社1社体制となった場合保険業法により存続が困難となること、及び、臨床社は平成27年3月末日現在で持株会社代表の久米慶(以下「久米慶」と称します。)より多額の有利子負債を有しており、臨床社と少短社が合併することにより当該債務を少短社に引き継がせることは適切では無いものと判断したことから、久米慶が臨床社の株式を取得し、保険業法から分離された久米慶の個人会社へ移行することといたしました。なお、久米慶による臨床社取得における株価の算定については、第三者機関に株価算定を依頼し、適正な株価での取得を行っております。

(4) 決算の過年度修正と金融商品取引法に基づく監査報告書について

当社では、過去の決算に一部誤りが発見されたことから、グループ決算の過年度修正を行いました。このため、当社設立時より現在までの財務諸表につきアスカ監査法人により改めて会社法、及び、金融商品取引法に基づく監査を実施いただき、平成27年6月10日に監査報告書を受領しております。なお、当社が監査を改めて上記監査法人に依頼した時点ですでに当社は解散することを検討しており、当社の過去の財務諸表は全て事業継続バランスで作成していたことから不適正意見となりました。しかしながら、これまで当社は事業継続前提で営業を行っていたのが実態であり、過去の全ての財務諸表を遡り清算バランスで再作成することは適切ではないと判断したことに起因する、あくまで会計上の問題であると考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。なお、当然ながら存続会社となる少短社については、同監査法人より適正意見を受領しております。

(5) 当社の有価証券届出書及び有価証券報告書の提出について

当社ではこれまで有価証券の勧誘を金融商品取引法上、少人数私募に該当するものとして有価証券届出書未提出にて行ってまいりました。しかしながら、平成27年1月1

6日に関東財務局より発出された警告をうけ、当社がどの時点で有価証券届出書を提出することが適切であったかを含め、詳細な事項につき第三者弁護士に調査を依頼し、検討を行ってまいりました。その後第三者弁護士からは、当社が第4回増資時点より有価証券届出書を提出することが適切であったとの調査結果を受領いたしましたが、当社として更に慎重な検討を重ねた結果、保守的に考えれば第1回増資時点より有価証券届出書を提出することが、投資家保護上も適切であったものと判断し、現在提出準備を行っております。すでに第1回及び第3回の増資時における有価証券届出書(第2回については有価証券通知書をすでに関東財務局に提出を終えています。)については、平成27年6月5日に関東財務局に提出を終えております。また、その他の届出書等については、平成27年6月29日に全て提出が完了する見通しです。

#### (6) 具体的な当社の解散と清算手続きの日程

当社では、平成27年6月19日の臨時取締役会にて当社の解散を決議いたしました。これをうけ当社臨時株主総会を平成27年6月29日に招集し解散決議が承認された場合、当社の解散日は翌30日となる見通しです。その後、当社株主に残余財産の分配を実施するなどの清算手続きに入ることといたします。

## 2. 具体的な業務改善計画について

### (1) 経営管理、法令等遵守に係る経営責任の明確化と責任ある役員体制の確立について

#### ① 当社代表取締役久米慶について

久米慶は、自らが創業者、少額短期保険持株会社代表取締役、大株主であることを背景に、子会社である少短社の内部管理規程に規定されている手続きに反して同社の業務に関与するなど不適切な経営を行っていたことなどを要因として、今般の業務改善命令が発令されたという事態を重く受け止め深く反省し、下記のとおり経営責任をとることといたしました。

#### ア. 役員報酬の大幅カット

平成27年1月より当社清算終了までの間、久米慶の役員報酬を90%カットいたします。

#### イ. 少短社取締役の退任

平成27年3月15日をもって少短社の取締役を退任いたしました。

#### ウ. 保有株式の一部売却

久米慶が大株主としての少短社に対する経営影響力を低減させることを目的として、久米慶が保有している普通株式による議決権割合を保険業法上の主要株主の要件である20%未満となるよう、自己保有株式を適切な第三者に売却を行ってまいります。

#### エ. 代表清算人就任

当社が解散し営業活動を停止した後は、久米慶は普通株主総会での承認を前提として、当社の清算手続き終了まで代表清算人に就任し、当社の清算手続きを完遂いたします。

オ. 当社清算後の少短社への関与

当社清算後においても、久米慶は少短社の代表や取締役には就任しないこととし、少短社の独立性の確保を図ってまいります。しかしながら、当社清算後においては少短社取締役会の承認を前提に少短社会長に就任し、引き続き少短社の企業価値向上のための活動を行うなど、会長という新たな立場で創業者責任を果たしてまいりたいと考えております。

② その他取締役の処分について

一部の取締役においては平成27年2月より当社清算終了までの間、役員報酬を20%～50%カット、または、退任することといたしました。また、一部の執行役員及び元取締役については、平成27年3月15日付けで整理解雇または契約解除いたしました。

③ 責任ある役員体制の確立について

平成26年3月13日には、花岡取締役、正木取締役、早川取締役が退任(花岡及早川は少短社取締役に就任)し、当社解散後は、丸吉常勤監査役、木村真也非常勤監査役が退任する予定です。その後、当社清算終了までの間は、残った役員で清算人などに就任し、清算手続きを行うことといたします。具体的な役員の状況は下記のとおりです。

氏名	役職	3月16日以降	当社解散後
久米慶	代表取締役	続投	代表清算人就任
花岡裕之	常勤取締役	退任	—
楠正志	常勤取締役	続投	清算人就任
御手洗英俊	常勤取締役	続投	清算人就任
正木法子	常勤取締役	退任	—
木下慎也	非常勤取締役	続投	清算人就任
早川治子	非常勤取締役	退任	—
丸吉龍一	常勤監査役	続投	退任
木村茂雄	非常勤監査役	続投	非常勤監査役
木村真也	非常勤監査役	続投	退任

(2) 取締役会が経営監視・牽制機能を適切に発揮することによる経営管理態勢の確立について

当社では現在、重要議案(高額な決済案件や会社法に定められた取締役会による議決が必要な事案等)は全て監査役が出席する定時取締役会及び臨時取締役会で決定することを徹底しております。

今後も当社解散までの間はこのような業務運営を徹底することで、取締役会が経営監視・牽制機能を適切に発揮することによる経営管理態勢を維持してまいります。

(3) 内部監査・監査役監査の抜本的な改善及び充実・強化による監査機能の実効性の確保について

当社では、現在取締役会では監査役が必ず出席する取締役会運営を行っております。さらに、当社の内部監査部要員の設置は平成26年10月1日より内部監査室長を充てたところであります。今後も当社解散までの間はこのような業務運営を徹底することで、監査機能の実効性を確保してまいります。

(4) 実効性のある業務運営態勢の確立について

① 当社では、当社が解散することに伴い大幅な役職員の人員削減を行いました。具体的には当社役職員37名のうち25名を平成27年3月に少短社に移籍または整理解雇、退任、契約解除を行い、当社の役職員は最終的に12名となりました。

② 清算手続きを行う人員構成

当社解散後は、監査役2名、内部監査室長が退任し、清算手続きについては手続き終了まで、下記5名の人員構成及び4名の事務職員にて行っております。

氏名	所属	役職
久米慶	清算人会	代表清算人(常勤)
楠正志	清算人会	清算人(就任)(常勤)
御手洗英俊	清算人会	清算人(就任)(常勤)
木下慎也	清算人会	清算人(就任)(非常勤)
木村茂雄	監査役	監査役(非常勤)

(5) 外部委託契約管理態勢の抜本的な見直しについて

当社の解散予定に伴い、全ての業務委託先とは契約解除または契約の非更新の措置を実施し、平成27年2月中には全業務委託先と合意を取り付けました。これにより、当社清算までに業務委託先は0となる見通しです。

(6) 適切な人事管理の実施について

上記2. (4)②の当社解散後の役職員は当社清算終了までに少短社に移籍または整理解雇、退任、契約解除することといたします。

以上